

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 2月27日(月)

今週のことば

全国消費者物価指数

総務省が発表した1月の全国消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合指数が前年同月比4.2%上昇し、41年4ヵ月ぶりの高い上げ幅となった。上昇は17ヵ月連続。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/27(月) 先負
28(火) 仏滅 12月決算法人の確定申告ほか
3/ 1(水) 大安 春の全国火災予防運動
2(木) 赤口
3(金) 先勝 ひな祭、耳の日
4(土) 友引
5(日) 先負 東京マラソン

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/20(月)	27,532 △ 19	134.04 △0.75
21(火)	27,473 ▼ 59	134.57 ▼0.53
22(水)	27,104 ▼369	134.72 ▼0.15
23(木)	天皇誕生日	
24(金)	27,453 △349	134.83 ▼0.11

経営者保証に依存しない融資に向けた施策

経産省・金融庁・財務省は、経営者の個人保証（経営者保証）に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を取りまとめた「経営者保証改革プログラム」を昨年末に策定し、次のような施策が今後行われます。

◎スタートアップ創出促進保証の創設……創業予定者や創業5年未満の法人などを対象に経営者保証が不要な新しい保証制度「スタートアップ創出促進保証」が本年3月中に開始します（保証限度額：3500万円、保証期間：10年以内、保証料率：創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ）。なお、利用者は原則、法人設立から3年目と5年目にガバナンス体制の整備に関するチェックを受ける必要があります。

◎金融機関が個人保証を徴求する手続きの監督強化……金融機関の監督指針を改正し、本年4月から金融機関は経営者等と個人保証契約を締結する場合に、「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」を個別具体的に説明し、その結果等の記録が求められます。また、金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置します。

◎信用保証制度において経営者保証の提供が選択できる環境整備……令和6年4月から、①経営者保証ガイドラインの要件（*法人・個人の資産分離、*財務基盤の強化、*経営の透明性確保）のすべてを充足していない場合でも、保証料の上乗せ負担により経営者保証の解除を選択できる保証制度を創設、②流動資産担保融資保証制度（ABL保証）における経営者保証の徴求を廃止、③プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に融資の一部に限り借換を認める保証制度を創設します。

■この記事の詳細は、情報BOX201508

上場株式等に係る申告を行う場合の注意点

上場株式等の取引について、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合は原則、確定申告は必要ありませんが、譲渡損失の繰越控除などを適用する場合は、確定申告が必要となります。

特定口座（源泉徴収あり）で申告しない場合は、譲渡益等がいくらでも配偶者控除や扶養控除などを判定する「合計所得金額」には含まれないため問題ありませんが、繰越控除の適用などで申告した場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため配偶者控除等に影響が出る可能性があります。

なお、譲渡益等から繰り越している損失を控除するために申告した場合、合計所得金額には繰越控除前の金額が加算されます。

★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※令和4年分の所得税・贈与税の申告・納付期限は3月15日(水)。個人事業者の消費税の申告・納付期限は3月31日(金)です。なお、今年は新型コロナの影響での延長措置はありません。

※1日～7日は春の全国火災予防運動。これを機に防火・防災対策を確認します。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、完全回収に取り組み資金繰りの改善に努めます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた「経営者保証改革プログラム」

中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となる「経営者保証」は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在します。

このような課題の解消に向け、これまでも経営者保証を提供することなく資金調達を受ける場合の要件等を定めた「経営者保証ガイドライン」の活用促進等の取組を進めてきましたが、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省・金融庁・財務省による連携の下、①スタートアップ・創業、②民間金融機関による融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンス、の4分野に重点的に取り組む「経営者保証改革プログラム」を令和4年12月23日に策定・公表しました。

◆「経営者保証改革プログラム」で取り組む主な施策

1. スタートアップ・創業（経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資の促進）

創業時の融資において経営者保証をを求める慣行が創業意欲の阻害要因となっている可能性を踏まえ、起業家が経営者保証を提供せず資金調達が可能となるよう、経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業融資を促進します。

①創業予定者や創業後5年未満の法人などを対象に、経営者保証を不要とする新しい信用保証制度として「スタートアップ創出促進保証制度」（保証限度額：3,500万円、保証期間：10年以内、保証料率：創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ、担保：不要、保証割合：100%）を創設。なお、本制度を利用した方は原則、法人設立から3年目と5年目に中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認および助言を受けることが必要となる。【令和5年2月20日から事前相談の受付開始、令和5年3月中に制度開始予定】

②日本公庫等において、創業から5年以内の者に対する経営者保証免除特例制度の要件を緩和。
【令和5年2月～】

2. 民間金融機関による融資（保証徴求手続の厳格化）

金融機関の監督指針を改正し、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、事業者・保証人の納得感を向上させます。

①金融機関が経営者等と個人保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関し、事業者・保証人に対して個別具体的に「どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか」、「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」の説明をすることを求めるとともに、その結果等を記録することを求める。【令和5年4月～】

②上記①の結果等を記録した件数を金融庁に報告する。【令和5年9月期実績報告分より】

③金融庁に経営者保証専用相談窓口を設置し、事業者等の相談を受付ける。【令和5年4月～】

3. 信用保証付融資（経営者保証の提供を選択できる環境の整備）

経営者保証ガイドラインの要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）を充たしていれば経営者保証を解除する現在の取組を徹底した上で、経営者保証ガイドラインの要件のすべてを充足していない場合でも、経営者保証の機能を代替する手法（保証料の上乗せ、流動資産担保）を用いることで、経営者保証の解除を事業者が選択できる制度を創設します。

①信用保証制度において、経営者の取組次第で達成可能な要件（法人から代表者への貸付等がないこと、決算書類等を金融機関に定期的に提出していること等）を充足すれば、保証料の上乗せ負担（事業者の経営状態に応じて上乗せ負担は変動）により経営者保証の解除を選択できる信用保証制度を創設。【令和6年4月～】

②流動資産（売掛債権、棚卸資産）を担保とする融資（ABL）に対する信用保証制度において、経営者保証の徴求を廃止。【令和6年4月～】

③信用収縮の防止や民間における取組浸透を目的に、プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、借換を例外的に認める保証制度「プロパー借換保証」の時限的創設。【令和6年4月～】

4. 中小企業のガバナンス（ガバナンス体制の整備を通じた持続的な企業価値向上の実現）

経営者保証解除の前提となるガバナンスに関する中小企業経営者と支援機関の目線合わせを図るとともに、支援機関向けの実務指針の策定や、中小企業活性化協議会の機能強化を行い、官民による支援態勢を構築します。